

令和8年度大磯町教育委員会基本方針

大磯町教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成27年4月1日施行）」の趣旨を踏まえ、教育委員会の活動に対する点検・評価を継続的に実施し、責任体制の明確化、教育委員会体制の一層の充実を図るとともに、地方教育行政の着実な推進に努めてまいります。

また、町長と教育委員会をもって構成する総合教育会議において策定した『大磯町教育大綱（以下、「教育大綱」という。（令和5年改訂）』では、「子育て・教育でみんながわくわくするまち おおいそ」を基本理念に掲げ、これからの時代に必要な3つの要素である「まなび」「からだ」「こころ」を、子育て・教育を通じて総合的にはぐくむことを目指しています。これらの取組みを通じ、教育に関わるすべての人々が楽しさやわくわくするまちづくりを推進しています。

更に令和5年11月に策定した大磯の教育ビジョン「大磯わくわくプラン」の理念と方向性を踏まえ、その具体化に向けた各施策を着実に進めてまいります。

加えて、大磯町教育委員会が所管する学校教育施設、子育て支援施設及び社会教育施設（以下「教育施設等」という。）については、令和3年6月に策定した『大磯町教育施設等長寿命化計画（以下、「長寿命計画」という。）』に基づき、施設の安全性・機能性を確保しつつ、特定の年度に財政負担が集中することのないよう、引き続き計画的な改修及び改築を進めてまいります。

以上の方針のもと、令和8年度においても、持続可能で質の高い教育環境の整備と、地域とともに歩む教育行政の実現に取り組んでまいります。

＜学校教育の基本方針＞

幼稚園においては、「さまざまな体験活動を通じて、家庭や地域も一緒になって、『生きる力』の基礎を確立するとともに、それを喜び合える幼児教育」を基本方針とします。

また、小中学校においては、学習指導要領における「生きる力」の理念や『大磯町第五次総合計画』の「柱Ⅳ 心豊かな人を育むまちづくり」に掲げる「次世代を担う人づくりの推進」の趣旨を踏まえるとともに、教育大綱の基本方針である「家庭や地域、学校とともに子どもにとって個別最適な学びと協働的な学びを追求し、求められる資質や能力と健やかな体、そして豊かな心を身につけるとともに、それを喜び合える学校教育」の実現を目指します。

〔目標〕

1. 幼稚園では、幼稚園教育要領の趣旨を踏まえ、保護者や地域の方々と連携体制を築く中で、健やかな体・豊かな心・自分で考え行動する力をはぐくみ、それを喜び合える幼児教育を目指します。
2. 幼稚園と保育所の交流を深め、就学前児童の育成を見据えた中で、幼保連携を推進します。
3. 各小・中学校では、学習指導要領の趣旨を踏まえ、適切な教育課程を編成し、保護者や地域に信頼され開かれた学校づくりや大磯らしい特色ある学校づくりに努めるとと

もに、求められる資質や能力・健やかな体・豊かな心を身につけ、それを喜び合える教育を目指します。

4. 学校、保護者、地域の方々と諸課題を共有しつつ協力体制を築き、大磯らしい美しい自然と由緒ある歴史・文化を大切にす教育を目指して教育活動の展開を図ります。
5. 教職員としての使命の自覚や教職員としての力量を高めるために、教育研究所機能も活用し、研究・研修の機会や場を拡充します。更に異校種間連携や他市町村との広域的人事交流も推進します。

〔重点施策〕

1. 幼稚園

- (1) 令和9年4月の大磯幼稚園から公私連携幼保連携型認定こども園への移行については、設置運営事業者や保護者との協議を行い、新園舎の整備工事を進めます。また、円滑な移行のため、設置運営事業者への引き継ぎを兼ねた合同の保育を実施します。
- (2) 令和8年4月から大磯幼稚園において、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を開始し、こどもの育ちを応援し、良質な育成・体験機会を提供します。

2. 小学校・中学校

- (1) 小学校第1～6学年及び、中学校第1学年を基本として35人以下学級編制を実施します。
- (2) 各学校において、学年（チーム）担任制（*）やティームティーチング（*）等、指導方法の工夫改善等の研究に努めます。
- (3) 幼児・児童・生徒の連続的な学びと成長を図るため、幼稚園・保育所と小学校及び小学校と中学校のカリキュラム接続を進めます。
- (4) 児童・生徒が基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得し、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等をはぐくみ、主体的・協働的に学習に取り組む態度を養うため、引き続き町立学校全校において、「大磯学びづくり推進研究事業」に基づく授業の改善・充実及び学習評価の妥当性・信頼性の向上に向けた研究・研修を行い、教員の指導力向上、児童・生徒の学力向上を目指します。また、体罰等防止や安全管理及び教職員の事故・不祥事防止に努めます。
- (5) GIGA スクール構想（*）に基づき、児童・生徒に1人1台のタブレット（以下、「1人1台端末」という。）や大型提示装置等のICT（*）関連機器の更新を行います。また、生成AI（*）を活用できる支援を行うなど、教員がICT教育の推進を積極的に実践できるような体制を整えます。
- (6) 県のインクルーシブ教育（*）の方針を踏まえ、すべてのこどもが共に学び合う教育を推進し、互いを理解しながら、社会性や思いやりのこころをはぐくみます。
- (7) 支援を必要とする児童・生徒に対して教育支援員（*）の配置を調整するとともに、個の支援に対応するため、指導協力員（*）を配置し、児童・生徒に対する支援体制の一層の強化を図ります。また、県立特別支援学校のセンター的機能を活用し、支援教育を推進します。

- (8) いじめ・不登校・虐待をはじめとする様々な課題に対応するため、児童・生徒指導担当主事を中心に、スクールカウンセラー（＊）やスクールソーシャルワーカー（＊）と連携し、各学校の教育相談コーディネーター、心の教室相談員などの相談支援体制を充実させ、教育相談、児童・生徒指導及び支援体制を図ります。
- (9) 『大磯町いじめ防止対策基本方針』に基づくいじめ問題への取組みを着実に進めます。引き続き、いじめ防止の研修を進めるとともに、スクールロイヤー（＊）との連携を図りながら、1人1台端末を活用した児童・生徒の心の健康観察アプリを活用するなど、未然防止に積極的に努めるとともに、引き続き、重大事態の対応及び再発防止に取り組めます。
- (10) 読書活動の推進のため学校図書館司書を全校に配置し、学校図書館をこどもたちにとって親しみやすい場所にするとともに、調べ学習のニーズへの確に応えられるようにします。また、こどもたちがより一層読書に親しむ機会と推奨すべき図書の実提供に向け、学校図書館の機能を活用するとともに、大磯町立図書館との連携を図ります。
- (11) 開かれた学校づくりを通じ、学校とPTA・地域・関係諸機関との協働・連携を図り、地域の教育力を生かす学習活動を行うとともに、地震や津波などに対する防災対策や防犯・安全体制の一層の強化に努めます。「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、各学校に設置した学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール（＊））を更に活用し、地域の方々や保護者等と対話を重ね、地域とともにある学校を目指します。
- (12) 児童・生徒が安全に安心して施設の利用ができるようにするため、『長寿命化計画』に基づき、計画的に施設設備の点検・修繕を行います。また、令和5年度に策定した『学校教育施設整備基本構想』に基づき、建替えや長寿命化改修を進めます。
- (13) 安全・安心な学校施設環境整備を推進するため、小中学校4校において、空調未設置である特別教室等への空調整備工事と大磯小学校トイレ改修に向けた工事の実施及び体育館への空調整備に向けた設計業務委託を実施します。
- (14) 国の推進する働き方改革を受け、教職員の心身の健康やワーク・ライフ・バランスにつなげることで、仕事効率の向上により、教職員がこどもと向き合う時間を確保すること、職員の働きやすい職場環境の実現を推進することを目的とし引き続き、働き方改革に取り組めます。
- (15) 国が示した部活動地域展開の方向性を踏まえ、大磯町では学校部活動の枠組みを残したまま休日に、総合文化スポーツクラブから指導者を配置する形で指導体制を整え、「大磯式部活動（＊）」の取組みを進めながら、現状に適した部活動の形を構築します。
- (16) 小学校給食を安定的かつ安全衛生的に提供できるよう、給食調理業務の民間事業者への委託を継続します。また、小学校給食費の無償化及び物価高騰の影響を鑑みた補助を継続することで、保護者の経済的負担軽減に努めます。
- (17) 中学校給食については、明確な方向性を確立するとともに、再開までの間の昼食支援策として、引き続き、希望者に対する昼食の販売の拡充を図り、昼食費補助により保護者の経済的負担の軽減について引き続き努めます。
- (18) 大磯町共同学校事務室（＊）を中心に、引き続き町立小中学校に係る事務の標準化

等、効率的な事務処理体制を構築するとともに、学校間の相互支援等の取組みにより、学校教育の充実及び学校運営の改善を図ります。

3. 教育研究所

- (1) 「幼保小の架け橋プログラム（＊）研究部会」「個に応じた指導方法研究部会」などの特別研究を行うとともに、教職員の自主的な研修並びに系統的・教科等横断的な授業研究のさらなる充実を図ります。
- (2) 教職員を対象に、喫緊の教育課題に応じた研修の機会を設定するとともに、必要な支援を行います。また、研修を企画し、実施するなど教職員の資質向上・指導力向上を図ります。
- (3) 教育研究所に配置しているスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門職や、教育支援室「つばさ」の専任教諭により、生活面や学習面で発達の・心理的・情緒的な課題を抱えているこどもたちに対する支援を行い、その保護者と関係教職員に対する教育相談等を行います。また、地域の諸団体との連携推進や研究所スーパーバイザーによる専門職等への指導・支援を整えることで、町の教育相談支援体制の強化を図ります。
- (4) 教育研究の拠点となるよう書籍類、研究資料等備品等の収集・整理を進め、活用を図ります。

《生涯学習の基本方針》

「生涯学習推進計画」のもと、先人から引き継いだ伝統行事や文化財など文化資源に愛着と誇りを持ち、次世代への継承を支援し、新たな文化の創造を推進します。また、町民一人ひとりが生涯にわたって、いつでも、どこでも、自由に学習機会を選択し、ともに学び、自らを高め、学びを地域に生かす生涯学習社会の実現を目指します。

〔目標〕

1. 町民のだれもが豊かに生きるための様々な学びを把握し、支援するとともに、学習情報を積極的に発信し、学びを地域に生かすことができる生涯学習のまちづくりを進めます。
2. 生涯にわたってともに学び合うことで、コミュニティが充実し、人と人とのつながりが強くなる生涯学習のまちづくりを進めます。
3. 広く生涯学習の情報を集め、希望する情報をすぐに提供できる生涯学習のまちづくりを進めます。

〔重点施策〕

1. 大磯町第三次生涯学習推進計画の適正な進行管理を行い、計画の中間年で見直した計画の実効性を高めるとともに成果の検証と評価を行います。
2. こどもたちの学びや成長を支える地域学校協働活動（＊）の充実を図るため、地域学校協働本部（＊）の活動の周知に努めます。
3. 各学校・園のコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の更なる一体的な推進のため

め、地域コーディネーター（*）を増員し、町内各団体等との連携の強化を図ります。

4. 各地区こども会等の関係団体と連携を図り、こどもの健全な育成を支援します。また、青少年指導員の協力のもと、青少年の体験学習の場を提供します。
5. 「おおいそ文化芸術祭」を主催する「おおいそ文化芸術祭実行委員会」を支援し、文化芸術活動の充実を図ります。
6. 指定文化財の保存や利活用について、所有者等へ交付金の活用促進を周知します。また、文化財の知識を深め関心を高めることを目的とした「文化財ウォーク」（*）を開催し、貴重な文化財を将来にわたって保存・継承していくための支援を行います。
7. 誰もがいきいきと暮らせる社会を実現するために、人権教育講演会を開催し、人権に対する正しい知識と理解を深め、人権教育の推進と啓発に努めます。

《図書館の基本方針》

乳幼児から高齢者まであらゆる世代が豊かなこころを養えるよう、興味や関心を満たす機会を提供する場とし、町民の生涯学習活動の拠点となる「町民の書齋としての図書館」を目指して、図書館利用サービスの向上を推進するとともに、生涯学習の充実に向けた支援に努めます。

〔目標〕

1. 多様な町民ニーズに応える、親しまれる施設として図書館が活用されるよう、図書館資料収集選定基準に基づく図書館資料の選定をします。更に電子書籍の充実を図り、読書環境の向上に努めます。
2. 学校図書館と連携し、子どもたちの本との出会いが自主的な読書活動に繋がるよう支援します。
3. まちづくりなど、地域の課題解決に必要な郷土・地域資料の収集・提供に努め、町民の自主的な生涯学習活動を支援します。
4. 生涯学習の拠点として快適な館内環境を提供するため、老朽化した施設・設備の改善に努めます。

〔重点施策〕

1. 読書関連団体との連携を推進し、町内での開催行事に積極的に参加し、図書館利用の向上を図ります。
2. 学校図書館と情報を共有し、ブックリストの作成や授業支援のための本の貸出しとともに、出前授業を行い子ども達の読書活動を支援します。
3. 保育所・幼稚園等への絵本の団体貸出を推進し、年齢に応じた図書の選定・収集に努めます。
4. ホームページを活用した「テーマ別図書館資料の紹介」、「郷土資料の紹介」、「LINEをはじめとするSNSを活用した発信」、「電子図書館の活用」など図書館情報の提供に努めます。

《郷土資料館の基本方針》

郷土資料館運営基本方針に基づき、資料の調査収集、整理保管、研究活用を進めるとともに、利用者や地域住民と連携した活動を目指します。

〔目標〕

博物館サービスを向上させ、利用者にとって魅力があり、利用しやすい施設運営を目指します。

〔重点施策〕

1. 郷土資料館収蔵資料をクラウドシステムで管理し、システムに登録した情報をインターネット上に公開します。ICT ツールを通して収蔵資料の有効活用を進めます。
2. 本町の名誉町民である澤田美喜をテーマにした企画展、また本町の別荘文化を紹介する企画展を郷土資料館において開催します。企画展会期中に旧吉田茂邸においても澤田美喜や別荘文化に関連する展示を開催し、異なる側面から歴史事象を学ぶ機会を提供します。町の歴史について更に理解を深めるとともに両館の利用促進につなげます。
3. 施設及び収蔵資料の防虫、防菌対策を、全館燻蒸から文化財 IPM（*）に切り替えます。日常的な予防対策による収蔵環境の水準の維持に努めます。
4. 各種ワークショップを開催し、町民等との協働による博物館活動を展開します。
5. 児童・生徒・学生が郷土をより良く理解するために、学校等関係機関と連携を図り、小中学生、高校生及び大学生の学習支援を推進します。
6. 学芸員の講師派遣や博物館資料の貸出等により、学習活動に協力します。

【*用語の解説】

学年（チーム）担任制

児童・生徒の指導等の業務を複数の教員で担当する学級（学年）運営の方法の一つ。

ティームティーチング

複数の教員が協力して行う授業方式の一つ。略称TT。リーダーの教員を中心として、何人かの教員たちが協力しあい、授業を行う。

GIGAスクール構想

Global and Innovation Gateway for Allの略。

義務教育を受ける児童・生徒のために、1人1台の学習者用PCと高速ネットワーク環境などを整備する計画で、こどもたち一人ひとりの個性に合わせた教育の実現を目的とする。

ICT

Information and Communication Technologyの略。情報・通信に関連する技術一般の総称である。従来用いられてきた「IT」とほぼ同様の意味で用いられるもので、「コミュニケーション」が加わっている点に特徴がある。

生成AI

人工知能が大量のデータを学習し、その結果をもとに、人の指示に応じて文章や画像などの新しい内容を自動的に作り出す技術。

インクルーシブ教育

すべてのこどもが同じ場で共に学び、共に育つことを通してお互いを理解し、尊重し合う共生社会の実現を目指す教育のこと。

教育支援員

学校等において、障がい等の理由により特別な教育的支援を必要とする児童・生徒を指導する教員を補助するとともに、当該児童・生徒の教育活動を支援する職員をいう。

指導協力員

教員免許状を有し、学校等において、児童・生徒等を指導する教員を補助するとともに、当該児童・生徒等への学習指導を行う職員をいう。

スクールカウンセラー

心のケアや、ストレスへの対処法心理の専門家で、児童生徒及び保護者の相談が可能。公認心理師や臨床心理士などの資格を持っている方が多く、こどもたちの成長と発達をサポートする職員をいう。

スクールソーシャルワーカー

児童生徒やその保護者に福祉・医療的な支援が必要な場合に、福祉の窓口につないだり、手続きの補助などをする福祉の専門家。社会福祉士や精神保健福祉士などの資格を持っている方が多く、こどもたちの学びに必要な環境を整えるお手伝いをする職員のこと。

スクールロイヤー

いじめや体罰、虐待など困難な生徒指導上の問題に対して、学校及び教育委員会の相談を受けることができる弁護士。

学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）

「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法第47条の6）学校と地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながらこどもたちの豊かな成長を支える仕組み。

大磯式部活動

学校部活動の仕組を残したまま、地域人材を活用し、学校と地域が連携して部活動を支えていく。教員の負担軽減と持続可能な部活動体制の構築を図りながら、こどもたちの多様な活動機会を確保する取組み。

幼保小の架け橋プログラム

5歳児から小学校1年生の2年間（架け橋期）に、幼児教育と小学校教育が連携し、主体的な学びを滑らかにつなぐ取組み。

地域コーディネーター

地域と学校との連絡調整、情報共有や地域学校協働活動の企画、調整、運営、地域住民への呼びかけなどの役割のほか、学校運営協議会の委員として参画する役割を担う者。

地域学校協働活動

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体でこども達の学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校がパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

地域学校協働本部

多くの幅広い層の地域住民・団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する組織。

文化財ウォーク

町内に点在する文化財を実際に見分することにより、文化財の知識を深め関心を高めることを目的とした講座。

文化財IPM

文化財を虫やカビなどの生物被害から守るため、化学薬剤だけに頼らず、物理的・生物的・化学的な防除方法を組み合わせて総合的に管理する予防保存のこと。被害が発生してから対処するのではなく、未然に防ぐことを重視する。